

未熟児養育医療 徴収金基準額表

税額等による階層区分			徴収金基準額 (月額：円)
階層	税額等		
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯		0
B	市町村民税非課税世帯（A階層を除く。）		2,600
C	市町村民税均等割の額のみの課税世帯(A階層を除く。)		5,400
D 1	市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯（A階層、B階層及びC階層を除く。）	15,000 円以下	7,900
D 2		15,001 円以上 21,000 円以下	10,800
D 3		21,001 円以上 51,000 円以下	16,200
D 4		51,001 円以上 87,000 円以下	22,400
D 5		87,001 円以上 171,300 円以下	34,800
D 6		171,301 円以上 252,100 円以下	49,400
D 7		252,101 円以上 342,100 円以下	65,000
D 8		342,101 円以上 450,100 円以下	82,400
D 9		450,101 円以上 579,000 円以下	102,000
D 1 0		579,001 円以上 700,900 円以下	123,400
D 1 1		700,901 円以上 849,000 円以下	147,000
D 1 2		849,001 円以上 1,041,000 円以下	172,500
D 1 3		1,041,001 円以上 1,222,500 円以下	199,900
D 1 4		1,222,501 円以上 1,423,500 円以下	229,400
D 1 5		1,423,501 円以上	一部負担金の額

備考 1 この表における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 税額等による階層区分の決定については、納入義務者の全てについてそれらの者の課税額の合計額により行うものである。
 - (2) 「市町村民税」とは、基準日の属する年度（基準日が4月から6月までの間にある場合は、基準日の属する年度の前年度。以下同じ。）の市町村民税をいう。
 - (3) C階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
 - (4) 「一部負担金の額」とは、その月における当該措置未熟児の養育医療に係る費用から医療保険各法における保険者の負担額（高額療養費を除く。）を控除して得た額をいう。
- 2 所得割の額を算定する場合には、措置未熟児及び当該措置未熟児の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - 3 月の中で養育医療の給付を開始し、又は廃止した場合は、D15階層の場合を除き、日割りで計算するものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - 4 納入義務者が2人以上の措置未熟児に係る納入義務者である場合において、措置未熟児がそれぞれの措置未熟児に係る徴収金基準額のうち最も多額なもの（最も多額なものが2以上ある場合は、そのうちの先に措置を受けた者に係るもの）以外のものに係るものであるときは、当該措置未熟児に係る納入義務者としての徴収金の基準額は、徴収金基準額の欄に掲げる額の10分の1に相当する額（納入義務者の属する世帯がD15階層に属する場合でその額が26,300円に満たないときは、26,300円）とする。
 - 5 次の第1号から第3号までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、備考1第3号における所得割の額を算定するときは、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、第1号又は第3号に該当する場合にあつては26万円を、第2号に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下

である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))
を有するもの(第2号に掲げる者を除く。)

- (2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が
500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものの
うち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を
有し、前年の所得が500万円以下であるもの